

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成20年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成20年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された1,144の事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種22職種、その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により14層に層化し、これらの層から243事業所を無作為に抽出のうえ、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種について、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員は、すべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係の調査職種682人、初任給関係以外の調査職種9,258人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、81,615人である。

(5) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別，企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	210事業所	77事業所	83事業所	50事業所
漁業， 鉱業， 採石業， 砂利採取業， 建設業	7	4	2	1
製 造 業	132	43	53	36
電気・ガス・熱供給・水道業， 情報通信業， 運輸業， 郵便業	43	16	16	11
卸 売 業 ， 小 売 業	11	5	4	2
金 融 業 ， 保 険 業 ， 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	1	1	0	0
教育， 学習支援業， 医療， 福祉， サ ー ビ ス 業	16	8	8	0

(注) 1 上記のほか，実地調査に際し，調査不能の事業所が33あった。

2 「500人以上」とは，企業規模500人以上で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人以上500人未満」とは，企業規模100人以上500人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所を，「100人未満」とは，企業規模50人以上100人未満で，かつ，事業所規模50人以上の事業所をいう。

第14表 企業規模別，職種別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	11	51.3	872,823	0	872,823
	工場長	22	51.6	718,611	139	718,472
	事務部長	188	52.3	643,964	236	643,728
	技術部長	259	51.9	654,550	454	654,096
	事務部次長	43	52.9	530,697	0	530,697
	技術部次長	30	50.2	524,866	1,364	523,502
	事務課長	436	48.9	538,488	3,240	535,248
	技術課長	635	47.9	560,224	4,572	555,652
	事務課長代理	143	44.7	473,369	12,119	461,250
	技術課長代理	238	45.1	483,170	13,228	469,942
	事務係長	483	43.5	454,721	63,050	391,671
	技術係長	811	44.2	467,638	86,352	381,286
	事務主任	478	39.0	379,005	69,871	309,134
	技術主任	435	39.3	417,190	81,421	335,769
	事務係員	2,026	35.8	303,000	43,431	259,569
技術係員	1,852	34.8	347,465	65,611	281,854	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	本表 2 規模500人以上，本表 3 規模100人以上 500人未満及び本表 4 規模100人未満の対応級欄 参照
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	

2 規模500人以上

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 20 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	8	49.4	1,005,709	0	1,005,709
	工 場 長	17	51.6	747,800	175	747,625
	事 務 部 長	123	52.5	667,689	82	667,607
	技 術 部 長	184	51.7	693,792	582	693,210
	事 務 部 次 長	27	53.1	562,249	0	562,249
	技 術 部 次 長	2	52.3	663,823	0	663,823
	事 務 課 長	308	48.6	552,069	3,516	548,553
	技 術 課 長	446	47.6	586,511	5,034	581,477
	事 務 課 長 代 理	109	44.2	479,189	1,978	477,211
	技 術 課 長 代 理	149	44.7	507,629	11,927	495,702
	事 務 係 長	333	43.5	478,394	68,275	410,119
	技 術 係 長	576	44.4	478,955	87,063	391,892
	事 務 主 任	329	39.0	377,985	70,933	307,052
	技 術 主 任	225	38.5	437,281	88,854	348,427
	事 務 係 員	1,077	36.0	317,500	49,836	267,664
技 術 係 員	972	35.4	371,391	72,495	298,896	

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 9 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 7 級， 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級， 6 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級， 4 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級， 4 級）
	行政職給料表 1 級

3 規模100人以上500人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 20 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3	57.3	463,450	0	463,450
	工 場 長	3	53.5	602,354	0	602,354
	事 務 部 長	47	52.8	630,484	0	630,484
	技 術 部 長	55	52.7	536,139	0	536,139
	事 務 部 次 長	8	55.2	537,373	0	537,373
	技 術 部 次 長	22	49.5	527,092	1,877	525,215
	事 務 課 長	97	49.8	503,501	2,026	501,475
	技 術 課 長	144	48.8	467,586	2,820	464,766
	事 務 課 長 代 理	22	46.4	447,449	29,493	417,956
	技 術 課 長 代 理	60	46.0	431,780	13,304	418,476
	事 務 係 長	102	43.6	389,125	43,535	345,590
	技 術 係 長	162	43.5	415,520	79,040	336,480
	事 務 主 任	128	38.8	390,982	69,329	321,653
	技 術 主 任	157	41.3	363,690	58,684	305,006
	事 務 係 員	674	34.6	275,142	30,575	244,567
	技 術 係 員	664	33.2	296,771	51,086	245,685

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 7 級, 8 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

4 規模100人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 20 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
		人	歳	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	—	—	—	—	—
	工 場 長	2	47.5	608,755	0	608,755
	事 務 部 長	18	48.5	476,303	2,374	473,929
	技 術 部 長	20	51.0	527,241	253	526,988
	事 務 部 次 長	8	49.9	386,844	0	386,844
	技 術 部 次 長	6	51.7	448,655	0	448,655
	事 務 課 長	31	49.1	477,866	3,971	473,895
	技 術 課 長	45	48.2	444,424	3,007	441,417
	事 務 課 長 代 理	12	46.7	474,054	80,955	393,099
	技 術 課 長 代 理	29	45.6	420,184	23,172	397,012
	事 務 係 長	48	44.2	379,802	59,317	320,485
	技 術 係 長	73	43.2	442,083	96,341	345,742
	事 務 主 任	21	41.0	321,875	49,281	272,594
	技 術 主 任	53	41.4	371,335	75,144	296,191
	事 務 係 員	275	38.8	279,268	34,652	244,616
	技 術 係 員	216	35.8	315,528	56,157	259,371

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 6 級, 7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長 級専門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

その2 公民給与比較の対象外職種

		調査 実人員	平均 年齢	平成20年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関係 職種	研究所長	4 ^人	54.4 ^歳	831,611 ^円	0 ^円	831,611 ^円
	研究部(課)長	84	47.7	660,930	2,320	658,610
	研究室(係)長	46	39.1	513,366	15,234	498,132
	主任研究員	194	46.1	595,552	11,753	583,799
	研究員	180	33.2	404,428	44,854	359,574
	研究補助員	26	38.6	336,130	48,104	288,026
医 療 関 係 職 種	病院長	—	—	—	—	—
	副院長	5	53.3	1,393,472	56,800	1,336,672
	医科長	17	45.0	1,276,089	99,298	1,176,791
	医師	24	37.1	934,344	105,372	828,972
	歯科医師	1	X	X	X	X
	薬局長	4	53.8	590,978	17,292	573,686
	薬剤師	28	28.5	267,826	22,333	245,493
	診療放射線技師	28	37.6	353,517	16,143	337,374
	臨床検査技師	23	38.6	269,663	7,297	262,366
	栄養士	18	33.3	234,344	5,480	228,864
	理学療法士	30	29.4	304,629	11,049	293,580
	作業療法士	19	28.2	288,491	14,406	274,085
	総看護師長	5	54.7	527,752	0	527,752
	看護師長	76	44.8	387,483	22,824	364,659
	看護師	133	33.1	335,885	48,970	286,915
准看護師	110	43.7	307,299	44,870	262,429	
教 育 関 係 職 種	大学学部長	—	—	—	—	—
	大学教授	17	55.2	606,545	0	606,545
	大学准教授	11	43.6	450,712	0	450,712
	大学講師	9	41.3	413,222	0	413,222
	大学助教	2	46.0	425,050	0	425,050
	大学助手	10	34.9	327,777	0	327,777
	高等学校校長	—	—	—	—	—
	高等学校教頭	3	53.8	596,510	0	596,510
	高等学校教諭	44	47.9	527,827	0	527,827

(注) 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備	考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
構成員3人以上の室（係）の長	
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者，上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上	
上記院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上	
部下に看護師又は准看護師5人以上	

第15表 民間における昇給制度の状況

		昇給制度あり				昇給制度なし
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
		%	%	%	%	%
係 員	計	89.6	32.4	88.9	40.0	10.4
	500人以上	93.4	25.1	90.1	55.2	6.6
	100人以上 500人未満	94.0	48.3	84.2	33.2	6.0
	100人未満	75.5	11.4	97.1	22.9	24.5
課 長 級	計	74.2	21.9	90.5	39.0	25.8
	500人以上	75.3	12.7	89.6	49.5	24.7
	100人以上 500人未満	76.9	36.1	88.3	36.9	23.1
	100人未満	67.3	9.7	96.8	22.6	32.7

(注) 昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,304円
配偶者と子1人	19,555円
配偶者と子2人	25,087円

(注) 1 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

2 支給月額は、家族手当が平成18年以降改定された事業所について算出した。

(備考) 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第17表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	60.6 %
非支給	39.4
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の並数階層	28,000円以上29,000円未満

(備考) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	課 長 級		係 員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規 模 計	% 50.2	% 49.8	% 58.5	% 41.5
500人以上	40.4	59.6	55.7	44.3
100人以上500人未満	54.6	45.4	60.6	39.4
100人未満	60.1	39.9	59.3	40.7

第19表 民間における冬季賞与の成績区分別の人員分布状況

	課 長 級			係 員		
	上位者	標準者	下位者	上位者	標準者	下位者
規 模 計	% 27.2	% 56.9	% 15.9	% 24.8	% 59.6	% 15.6
500人以上	29.9	52.6	17.5	26.9	56.7	16.4
100人以上500人未満	25.5	56.3	18.2	22.7	59.2	18.1
100人未満	24.2	68.3	7.5	24.3	67.3	8.4

第20表 民間における冬季賞与の支給状況（最上位者・最下位者）

	課 長 級			係 員		
	最上位者	標準者	最下位者	最上位者	標準者	最下位者
規模計	129.4	100.0	75.8	127.6	100.0	77.8
500人以上	127.5	100.0	73.2	124.6	100.0	76.4
100人以上500人未満	130.0	100.0	80.7	131.4	100.0	82.4
100人未満	132.8	100.0	79.1	125.8	100.0	77.1

（注）標準者を100とした場合の指数を示す。

第21表 民間における給与の地域差に関する状況

	地域差がある						地域差がない
		基本給	地域(都市)手当	住宅手当	賞与	その他	
規模計	45.2 %	5.3 % (11.7)	30.9 % (68.3)	24.0 % (53.2)	7.8 % (17.2)	3.7 % (8.2)	54.8 %
500人以上	48.1	3.6 (7.4)	35.4 (73.6)	26.8 (55.7)	11.2 (23.2)	1.2 (2.6)	51.9
500人未満	41.6	7.5 (17.9)	25.3 (60.7)	20.6 (49.6)	3.6 (8.7)	6.7 (16.2)	58.4

- （注） 1 転居を伴う異動がある事業所を100とした割合である。
 2 () 内は、「地域差がある」としている事業所を100とした割合である。
 3 給与種目の内容は、複数回答である。

第22表 民間における所定労働時間の状況

	平均所定労働時間	
	1日単位	1週間単位
平成20年	7:49 <small>時間：分</small>	39:08 <small>時間：分</small>
平成19年	7:46	39:03

(注) 平均所定労働時間数は、事務・管理部門の所定労働時間である。